

愛知県新型コロナウイルス感染症

第8波の感染拡大の抑制に向け

厳重警戒

愛知県全域

**実施期間 10月 1日～
今回変更 12月 1日～**

「厳重警戒」での感染防止対策 ①

県民

①外出の注意点

混雑した場所や感染リスクが高い場所を
避けて

②県をまたぐ移動の注意点

基本的な感染防止対策を徹底

③高齢者等への感染拡大の防止

高齢者・基礎疾患のある方に配慮

④基本的な感染防止対策の徹底

感染しない、感染させない

⑤飲食店等に対する協力要請

入場者の感染防止のための整理・誘導
手指の消毒設備の設置
施設の換気 等

事業者

⑥業種別ガイドラインの遵守等

全ての施設で感染防止対策を自己点検

⑦生活・経済の安定確保に不可欠
な業務の継続

十分な感染防止対策を講じつつ、業務を
継続

⑧テレワークの推進等

テレワークやローテーション勤務の推進

「厳重警戒」での感染防止対策 ②

事業者

⑨職場クラスターを防ぐ感染防止対策

休憩室等での注意周知

⑩事業継続計画(BCP)の点検・策定

事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定

⑪イベントの開催制限等

感染防止安全計画策定イベント
収容定員まで
その他のイベント
5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方

⑫行事等での対策

人と人の距離の確保

⑬学校等での対応

部活動は感染防止対策を徹底

⑭保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

感染リスクが高い活動は回避
〔2歳未満児〕マスク着用は奨めない
〔2歳以上児〕マスク着用は一律には求めない

⑮医療機関・高齢者施設等での対応

感染対策の手引き等に基づく対応を徹底

⑯医療機関等の負担軽減に向けた対応

救急外来・救急車の利用は真に必要な場合のみ

その他

○ワクチン接種の機会の提供

○あいスタ認証店の普及

県

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

○外出する場合は、混雑した場所や
感染リスクが高い場所を避けて

② 県をまたぐ移動の注意点

○基本的な感染防止対策を徹底
○移動先での感染リスクの高い行動は控えて

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- **高齢者・基礎疾患**のある方に配慮
- 基礎疾患のある方と会う際は事前に検査

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 4人までを**目安**とし、マスク会食
- あいスタ認証店や**安全・安心宣言施設**を利用
- 「**三つの密**」は避けて



内閣官房HP掲載イラストを加工

Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 入場者の感染防止のための整理・誘導
- 手指の消毒設備の設置
- 施設の換気 等

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 業種別ガイドラインの遵守、徹底
- 全ての施設で、感染防止対策の自己点検

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

○ 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者

- ① 医療体制の維持 (病院・薬局等)
- ② 支援が必要な方々の保護の継続 (介護老人福祉施設等)
- ③ 国民の安定的な生活の確保 (インフラ・食料品供給関係等)
- ④ 社会の安定の維持 (金融・物流・警察・消防・託児所等)
- ⑤ その他 (学校等)

○ 欠勤者が多く発生する場合でも事業を継続

⑧ テレワークの推進等

- 接触機会の低減に向け、**休暇取得の促進、テレワークの推進等**

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 休憩室等の居場所の切替わりに注意**

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定**

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

内容	感染防止安全計画 策定イベント その他のイベント	収容率 100%かつ 人数上限 収容定員まで 収容率50%(大声あり)・100%(大声なし) かつ人数上限 5,000人 又は 収容定員50% のいざれか大きい方
その他	○事業者は 適切な感染防止対策 、イベント前後の「 三つの密 」回避の方策を 徹底 ○参加者は 人との距離確保等自覚 を持って 感染防止対策 を 徹底	

⑫ 行事等での対策

○多人数が集まる行事は感染防止対策を徹底

⑬ 学校等での対応

○健康観察・感染防止を徹底し教育活動継続

○十分な身体的距離を確保できる場合や体育の授業等で運動をしているときなどはマスクの着用は不要

○臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援

⑯ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 社会的機能を維持するため原則開所、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保
- 感染リスクが高い活動を避け、できるだけ少人数に分割するなど、感染を広げない形での保育
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛の徹底
- 2歳未満児のマスク着用は奨めない
- 2歳以上児についても、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない
- マスクを着用する場合には、子どもの体調変化に十分注意、調子が悪い場合などは外させる

○院内・施設内の**感染対策**については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、**医療機関**においては、**感染対策のガイドライン**等（学会の作成したガイドライン）や「**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き**」、**高齢者施設等**においては、「**介護現場における感染対策の手引き**」に基づく**基本的な感染対策を徹底**

⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応

- 発熱等の症状が出たときは、まずはかかりつけ医や、「愛知県健康フォローアップセンター（受診・相談窓口）」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診
- 緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみ

IV. 県の取組

- 感染不安を感じる無症状者等を対象に無料でPCR等検査を実施
- オミクロン株対応ワクチンの接種を国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に推進
- 大規模接種会場においても、オミクロン株対応ワクチンの接種を実施
- 小児接種の実施、副反応に関する相談体制の確保
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及

